



令和4年 (2022年) 9月5日(月)

No. 15730 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術  
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

審決取消請求事件

(「電気絶縁ケーブル」拒絶査定不服審判(不服2020-6043号事件) 審決取訴訟)  
[上](全2回)

—令和3年(行ケ)第10082号、令和4年5月31日判決言渡—

本願発明の認定に関し、本願特許請求の範囲、本願特許明細書及び本願発明の技術的意義を明確にし、本願発明の認定を行った。引用発明(甲1号証)について認定を行った。引用発明の認定には誤りがあるとする原告の主張は認められず、この点で審決には誤りなし、とされた。本件発明と引用発明の一致点及び相違点についても誤りはなし、とされた。引用発明に、甲2号証から甲5号証を通じて認定した周知例を適用して、本願発明と引用発明の相違点1、3及び5について容易想到である、とした。

しかしながら、引用発明に周知例を適用して、相違点2、4及び6を導き出すことについては、阻害要因がある、として、審決が述べるように容易想到ではない、とした。結局、本件発明は進歩性を欠く

弁理士法人  
三枝国際特許事務所

SAEGUSA & PARTNERS

大阪オフィス

〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜コニシビル  
TEL: 06-6203-0941(代) FAX: 06-6222-1068 e-mail: mail@saegusa-pat.co.jp

東京オフィス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎の門三井ビル9F  
TEL: 03-5511-2855 FAX: 03-5511-2857 e-mail: tokyo@saegusa-pat.co.jp

代表社員 弁理士 林 雅仁\*  
社員副所長 弁理士 齋藤 健治\* 社員副所長 弁理士 中野 睦子\*  
社員副所長 弁理士 岩井 智子\* 社員副所長 弁理士 菱田 高弘\*

化学・バイオ部

淀谷 幸平\* 難波 泰明 松野 陽介  
藤田 雅史。 河合 永文\* 西橋 毅  
森嶋 正樹 八木 祥次 安藤 有貴\*  
北野 善基\* 桑垣 善行 齊藤 美咲\*  
東野 匡容\* 岩澤 朋之\* 洗 理恵\*  
兼本 伸昭\* 野村 千澄  
池上 美穂\* 内藤 勝志

機械・電気部

新田 研太  
木村 豊  
鶴 寛  
植田 慎吾\*  
奥山 美保\*

知財情報室

前田 智子

商標・意匠部

松本 康伸\* 吉川 麻美。  
田上 英二。 森山 彰子  
小川 稚加美\* 佐々木 章江。  
中村 剛\* 森 康輔  
志賀 未知子。 羽鳥 慎也。

◆弁理士募集中  
(化学・バイオ部門)◆

詳細は下記HPよりご覧下さい



©東京オフィス  
\*特定侵害訴訟代理可能

<https://www.saegusa-pat.co.jp>